

障害者児更生援護補助金の振り込み

4月期支給の障害者児更生援護補助金は、4月25日に口座に振り込みました。個人あての通知はいたしませんのでご了承ください。

問い合わせ 健康福祉課  
0794(35)2362

心身障害者扶養共済の掛金補助の振り込み

平成13年度第3期支給の心身障害者扶養共済の掛金補助は、4月25日に口座に振り込みました。個人あての通知はいたしませんのでご了承ください。

問い合わせ 健康福祉課  
0794(35)2362

平成14年度母子家庭などの奨学金の申請

受給資格 母子家庭または母子家庭に準ずる家庭で、高等学校、高等専門学校、専修学校(専門課程)、短期大学、大学(大学および短期大学の夜間部は除く)に在学している、または入学する方。(既に受給されている方でも引き続き受給希望される方は、申請してください。)

一方は、申請してください。一定の所得以上の世帯は、給付されません。  
申請方法 在学証明書など提出書類が必要です。(所定の用紙は地域福祉課にあります)  
申請期限 5月31日(金)まで(6月以降に申請されますとその翌月からの給付になります)  
問い合わせ 地域福祉課  
0794(35)2361

無料特設人権相談所を開設  
5月3日の憲法記念日を中心5月1日から7日までは憲法週間です。  
憲法週間にちなんで「無料特設人権相談所」を次のとおり開設しますので、お気軽にお越しください。  
日時 5月14日(火)午後1時~3時  
場所 福祉しあわせセンター  
相談内容 いじめ問題、差別、家庭のもめごと、遺産相続、登記、戸籍、不登校児問題など  
相談員 人権擁護委員、神戸地方法務局加古川支局職員  
5月2日、7日、9日、14日、16日の午前9時~午後4時(正午から午後1時を除く)は、神戸地方法務局加古川支局で開設  
問い合わせ 地域福祉課  
0794(35)2361

ご協力お願いします  
日本赤十字社員に加入を  
5月は全国一斉の赤十字社員増強月間です。500円以上の出資により社員になっていたいただき、その社資を赤十字社の活動資金として、災害救護、血液事業、医療事業、赤十字講習会、社会福祉事業等を実施しています。  
これらの諸事業も皆様のご支援により、はじめて達成できるものです。赤十字の趣旨をご理解いただき、一人でも多くの方が「赤十字社員」に加入していただきますようお願いいたします。  
問い合わせ 地域福祉課  
0794(35)2361

手話初級教室生募集  
期間 6月8日(土)~11月30日(土)午後1時30分~3時30分(22回)  
対象 義務教育修了者で16歳以上(町内在住・在勤者に限る)  
場所 中央公民館・福祉会館  
参加費 千円(テキスト代)  
定員 先着25人  
講師 播磨町聴覚障害者部会・手話サークルはりま  
申し込み・問い合わせ 5月1日(水)~20日(月)までに中央公民館へ(電話申し込み可)  
0794(37)6980

平成14年4月1日から  
老人保健制度の外来受診の支払い上限額が変わりました

1. 外来受診	医療費の1割負担
病院	1カ月に上限は3,200円(200床未満)
診療所	1カ月に上限は5,300円(200床以上)
	定額制: 1日850円負担(月4回まで)
	または 定率制: 1割負担(負担上限3,200円)
2. 訪問看護療養費	基本利用料の1割負担
	月額上限3,200円または1日640円(月5回まで)

入院時の医療費(かかった費用の1割)の支払い上限額、食事代は今までどおりです。  
播磨町が老人保健で支払った12年度の医療費は右上の図の通りです。医療費は受診のときあなたが支払われる一部負担金を除いた額に対して皆様が入社しておられる医療保険からの拠出、国・県・町の負担によりまかなわれており、国民みんなが負担していることとなります。▶問い合わせ 地域福祉課0794(35)2361

総医療費20億5,153万円  
(平成12年度実績報告より)

一部負担金	1億5,454万円
国庫負担分	3億8,433万円
社保基金負担分(医療保険)	13億2,050万円
県負担分	9,608万円
町負担分	9,608万円

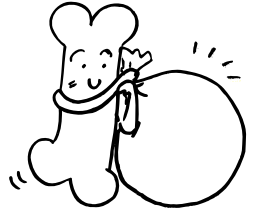
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV法)」が4月1日から全面施行されました

夫や恋人、家族から様々な形で暴力を受けているあなたへ  
『ひとりでも悩まないで』今すぐお電話を! 安心してご相談ください。秘密は厳守します。  
・兵庫県立女性相談センター(旧県立婦人相談センター)  
078(732)7700 電話相談受付時間 毎日午前9時~午後9時(緊急の場合は24時間対応)  
なお、次の機関でも相談窓口を設置しています。  
・加古川警察 0794(27)0110(いつでも可)  
・兵庫県加古川健康福祉事務所  
0794(21)1101(平日 午前9時~午後5時)  
・兵庫県立男女共同参画センター  
078(360)8551(祝日を除く月~土、午前9時30分~午後4時30分)  
・地域福祉課 0794(35)2361

骨髄提供希望者登録

皆さんは「骨髄バンク」という言葉を耳にしたことがありますか。骨髄バンクとは、白血病などの骨髄が原因の難病の治療のため、健康な方に骨髄を提供していただき、骨髄移植を行う準備を進めていくための制度です。  
兵庫県では、骨髄移植を推進するため、骨髄を提供していただける希望者を登録しています。平成13年度から全県下の7つの特定健康福祉事務所と日赤血液センター(神戸)と献血ルーム(姫路)でも登録しています。  
加古川健康福祉事務所でも、提供希望者の登録の受付を、平成13年8月から実施しています。

▶日程 5月8日、6月5日、7月3日、9月4日、10月2日、11月6日、12月4日、平成15年1月8日、2月5日、3月5日  
▶時間 午後1時~3時  
▶問い合わせ・申し込み 加古川健康福祉事務所 0794(22)0001



「ご存じですか?」  
児童福祉制度  
児童のしあわせを願って、次の各制度があります。  
児童扶養手当  
離婚、死別などにより、父と生計を共にできない18歳未満の児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童の母や、母に代わってその児童を養育している人に支給されます。  
特別児童扶養手当  
身体、精神に障害のある20歳未満の児童を監護する父や母、または父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

児童手当  
義務教育就学前の児童を養育している人に支給されます。  
\*これらは、すべて所得制限、支給要件があります。児童手当については6月以降分より平成14年度(13年中)所得額をもとに支給されます。(昨年度所得制限超過で受給資格がなかった方でも再請求により支給できる場合があります)ので、5月末までに認定請求を行ってください。  
問い合わせ 地域福祉課  
0794(35)2361

「ご存じですか?」  
障害者の方のための手帳  
1、身体障害者手帳  
身体障害者福祉法、児童福祉法などに基づく制度によって援護を受けようとする人は身体障害者手帳の交付を受けなければなりません。身体障害者手帳には、障害の程度により1~6級までの区分があり、その等級・部位によって援護の内容が異なります。  
2、療育手帳  
知的障害者(児)に対して指導・相談および各種援護措置を受けやすくするために交付されています。専門機関で判定を受けます。

3、精神障害者保健福祉手帳  
精神障害のため、長期にわたる日常生活または社会生活への制約がある方を対象に交付している手帳です。平成14年4月より手帳の申請窓口が、加古川健康福祉事務所(旧加古川保健所)から町役場の健康福祉課に変更になりました。  
手続き 申請書などの必要書類はすべて健康福祉課に備え付けています。交付申請のほかに、再交付・住所変更などの手続きについてもお問い合わせください。  
申請・問い合わせ 健康福祉課  
0794(35)2362

交通事故の状況 平成14年3月(昨年比)

	件数	傷者	死者
加古川市	625(+93)	748(+94)	5(±0)
稲美町	101(+44)	130(+50)	0(±0)
播磨町	69(+18)	88(+31)	0(±0)